

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第90条第5項
処 分 の 概 要： 運転免許の取消し、効力の停止
原権者（委任先）： 都道府県公安委員会（方面公安委員会。免許の効力の停止については、方面公安委員会、警視総監、道府県本部長、方面本部長）
法 令 の 定 め： 道路交通法第90条第1項（免許の拒否等） 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）
処 分 基 準： 運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先：
備 考：